

事業報告

大学における教育に関する事業

矢野 正子（聖マリア学院大学）、星 直子（帝京大学）、荒賀 直子（甲南女子大学）

大学における教育に関する事業は、教育活動を実践する上で必要となる知識を意識して、企画を継続してきました。平成 26 年度は、ここ数年来の会員校からの要望を受け、新任教員のための研修会を新たに追加して企画しました。また昨年度からの継続企画として、中央教育審議会答申を踏まえた能動的学修（アクティブ・ラーニング）についてループリックを体験する教育セミナーを組みました。以下 2 つの企画につきまして、概要を報告します。詳細は、報告書を各校宛にお送りいたしますのでご覧下さい。

事業テーマ 1： 大学新任教員のための研修会 2014

期 日：平成 26 年 8 月 9 日（土）
会 場：アルカディア市ヶ谷
参 加 者：93 校 145 名（新人以外でも参加有）

I. プログラム

開会・挨拶、オリエンテーション

講演 1，大学教育の今日的課題と看護人材の養成
佐藤弘毅先生（目白大学学事顧問）

講演 2，私立大学とは何かー私立大学の基礎知識ー
上杉道世先生
（慶應義塾大学信濃町キャンパス事務長）

講演 3，大学の教員になるということ
夏目達也先生
（名古屋大学高等教育研究センター教授）

閉会・挨拶

アフタートーク



II. 開催趣旨と講演内容

看護教育の大学への移行を受けて、大学数は 230 を超え、国家試験合格者も、平成 26 年度は大学卒業生が 30% 近くを占め、この傾向はさらに進むことが予測されています。この様な中で、看護教育関係者の感覚にとどまらず、本協会の総会、理事会においても、しばしば教員確保、さらには確保した新任教員の教育について話題になってきました。今年度初めての試みとして、本事業担当チームが新任教員を対象とした研修会を企画しました。「大学での教育とは何か」という導入部分と、本協会の加盟校の設置主体を意識し、「私立大学とは何か」という特徴に絞って理解しようという意図で企画しました。

<講演 1>

目白大学学事顧問佐藤弘毅先生には、まず大学における医療人材養成の急拡大の現状について、大学教育の今日的課題を踏まえてご説明いただきました。18 歳人口が減少する中、大学と学生定員が増え、増加大学の設置主体である私立大学の定員割れと赤字の現状が説明されました。次に中央教育審議会答申の主たる方向性の意味について、大学の機能別分



化、学士課程の教育の3方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の明確化、質的転換などについて概説していただきました。以上を踏まえ、特に増加が著しい看護系大学での課題を、学士課程で医療人材を育てる意義、教養教育と専門教育、大卒看護職者への期待、大学院教育の課題、数々の懸念などの視点から、お話しいただきました。大学卒業の看護職者への期待がある一方で、いかに教育を充実させ、教育の質を保証していくかという根源的な課題に追いついていけない現状を改めて確認できました。

<講演2>

慶應義塾大学信濃町キャンパス事務長上杉道世先生には、私立大学とは何かについて、歴史的背景、大学関係法令、文部科学省等の私学への支援、大学改革の現状などの点から、基礎知識を概説していただきました。また入り口と出口という視点から、学生募集戦略、キャリア教育についてもご説明いただき、日ごろ教育にのみ注目しがちではありますが、あらためて私立大学で働くものとして意識すべき重要な視点を確認できました。



<講演3>

名古屋大学高等教育研究センター教授夏目達也先生には、大学教員職とは何かについて、専門職としての大学教員職、被雇用者としての大学教員職という導入に始まり、大学教員の養成の現状、大学教員の倫理、国際化の中の教員、大学教員と社会貢献の点から、大学教員になるということについてお話しいただきました。大学教員、特に新任教員に求められることとして、「大学所属の組織人、専門職、個人の立場をいかに調整するか」、「大学組織、専門職集団からの要請にいかに対応するか」、「個人としての自立・成長」という3点は、本企画の根幹となる視点としても、重要なものであると実感しました。



Ⅲ. まとめ

申し込み段階から申し込みが多く、当日は台風接近を危惧していましたが、会場がほぼ満杯状況でした。各講師とも時間いっぱい貴重なご講演をいただきまし

た。終了後、上杉先生、夏目先生も快くアフタートークに加わっていただき、参加者への質疑応答と歓談にご協力いただきました。参加者の多くが在職期間が短いため、本協会の活動になじみがなかったが、これを機会に活動に関心を持ち、他の研修会等の情報に注目していきたいという声も聞かれ、本協会の活動のPRにもなりました。

参加者は、在職5年以下の助手・助教が多く、大学の教員とはどのような役割を持つのか、私立大学の特徴、大学教員としてなすべきことなどが学べたとの意見でした。新人とともに参加してくださった教授からは、新人をどこから育てなければならないかの示唆が得られたなどの意見をいただきました。一方、看護系教員の講演、授業案の作り方が聞きたいなどの意見もありましたが、それらは各大学で看護の教員が対応可能なものであると考えました。また、再度ならびに会場を変えた実施、各講演にもっと時間をとったほうが良いなど、研修についての要望もありました。本協会としての試験的な企画としては、注目すべき課題の把握、参加者の把握となり、以後の企画検討の材料としても意義があったと考えました。

事業テーマ2：

教育セミナー 主体的な学び体験をつくる大学授業法

期 日：平成26年12月20日（土）

会 場：日本青年館

参 加 校：44校 102名

Ⅰ. プログラム

開会

講演1. 「ループリックからICEループリックへ：批判的思考力の育成」

土持ゲーリー法一先生

（帝京大学高等教育開発センター長・教授）

2. 「ICEモデル：看護・医療系大学のためのループリックの設計」

Sue Fostaty Young 先生

（クイーンズ大学エデュケーショナル・ディベロッパー）

ワークショップ

午前中の講演を踏まえ、ICEループリックの作成を体験する

ワークショップの発表、質疑

挨拶・閉会

Ⅱ. 開催趣旨と内容

昨年から、「学士教育の質的転換」として取り上げられている能動的学修（アクティブ・ラーニング）について企画してきました。昨年は最近の学生の特性の理解、ルーブリックの活用についてセミナーを行いました。再度実施の要望が多く継続企画としました。ルーブリックに関しては、発展させて、ICE モデル・ルーブリックの考え方を紹介する企画としました。

<講演1>

再度の登壇要望が強かった帝京大学高等教育開発センター長・教授、土持ゲーリー法一先生には、今年度も、能動的学修（アクティブ・ラーニング）について、再度概説していただきました。その上で、ルーブリックとICE ルーブリックの違いについて解説していただきました。リピーターの参加者にとっては、再度アクティブ・ラーニングの意義の確認ができ、初めての参加者には、前提となる考え方がご理解いただけたと思われました。



<講演2>

ICE とは、基本的知識の学習 (Ideas)、学びをつなげること (Connection)、体験に結びつけた知の応用 (Extension) という学びの3つの発展過程の各頭文字をつなげたもので、アイスと呼びます。このモデル開発とルーブリックへの導入者のクイーンズ大学エデュケーション・ディベロッパー、スー・F・ヤング先生から、開発の経緯や、意義、ICE ルーブリックの例について講演していただきました。従来活用されてきたブルームのタキシソミーへの批判的考え方、ルーブリックの量的な評価に比べ、ICE モデル・ルーブリックは質的な評価であるという、新しい視点と、具体的なご提案を講演していただきました。英語での講演のため、ハンドアウトや通訳に関してご意見をいただきましたが、内容については、興味深いものであったと思われました。



<ワークショップと発表・まとめ>

各グループに分かれ、ICE ルーブリックの作成を体験しました。事前課題に基づき、各メンバーが持ち寄った案を素材とした討議でした。ICE ルーブリック作成

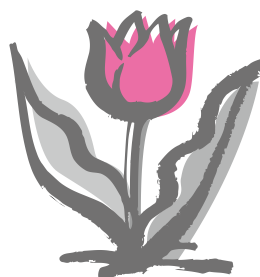
が初めてというばかりでなく、講演内容の確認をしながらのグループ討議でした。討議時間では、スー先生、ゲーリー先生が各グループ間を巡回し、質問に答えていただきましたが、どのグループも時間が足りない状況でした。発表を聞いていただいたお二人の先生からは、短時間ではあるが、成果が見えるものであったこと、作成を目的としたのではなく、作成しながら理解するという意図が達成できたとのコメントをいただきました。

Ⅲ. まとめ

実施会場が今年度末をもって改修という古いもので、確保可能な部屋の限界もあり、ワークショップなどにご不便をおかけしましたが、それをカバーする熱気を感じました。日本でICE モデル・ルーブリックについての紹介は、本セミナーで2回目という新しい試みで、刺激的な提案をいただきました。新しい試みとして注目されているということで、当日は、メディアサイトが講演の収録に入り、本協会のホームページ (<http://www.spcnj.jp/>) から講演を視聴することが可能ですので、参加の有無にかかわらず、関心をお持ちの方はご覧いただきたいと思います。すぐに導入するというのではなく、まずは別の視点で、自らの教育活動を見直すというところに、意義があるのではないかと考えました。

以上今年度の2つの企画について報告させていただきました。看護教育をめぐる動向の変化を踏まえた企画の検討、ならびに各校で対応可能なものと、本協会組織として対応しなければならないものの識別などの真摯な検討が必要だと感じました。また、リピーターを含め関心が高い参加者がいらっしゃる一方で、参加校数はさほど伸びていないという現状があります。加入校の増大に伴い、本企画ばかりではなく、本協会活動の各種の企画のPR活動、企画・運営活動について、抜本的な改革の必要性を痛感しています。

(文責 帝京大学 星 直子)



平成 26 年度日本私立看護系大学協会

学術研究および学術研究体制・研究助成に関する事業研究セミナー報告

テーマ：「研究成果につながる方法を学び研究者の向上を目指して」

企画・報告：日本私立看護系大学協会学術研究および学術研究体制・研究助成に関する事業理事

広島文化学園大学看護学部 佐々木秀美、国際医療福祉大学保健医療学部 福島 道子

新潟医療福祉大学健康科学部 塚本 康子、愛知きわみ看護短期大学 御供 泰治

日 時：2014年9月20日（土）10：00～16：00

会 場：アルカディア市ヶ谷

はじめに

学術研究および学術研究体制・研究助成に関する事業として開催された「研究セミナー」は、私立看護系大学協会助成による研究成果の共有と私立看護系大学協会助成による研究成果の共有と充実した研究成果につなげる方法を具体的に学び、看護学研究者のさらなる向上を目指すことである。以下、プログラム進行に基づいて概要を報告する。



私立看護系大学における研究のあり方追求と充実した研究実践が重要である。教育の機能が伝承と創造であると鑑みると、伝承すべきことの膨大な内容を吟味して学生に伝える力と創造という言葉を考えてとき、研究で得た知見の看護・教育実践への還元が求められる。本日の研究セミナーが学習の機会になれば意義深いことである。

本年度研究助成事業審査結果報告概要

(研究助成事業担当理事 御供 泰治)

「看護学研究奨励賞（10万円）」は8件中、7名が採択された。「若手研究者研究助成（30万円）」は20件中、10名が採択された。「国際学会発表助成（20万円）」は3件中、1名が採択された。看護学研究奨励賞と国際学会発表助成では選考にもれた応募者に、若手研究者研究助成は応募者全員に審査委員からのコメントをお送りした。

会長挨拶概要

(日本私立看護系大学協会会長 近藤潤子先生代理
佐々木秀美)

近藤潤子会長が所用のため、担当理事である佐々木が代理でご挨拶した。看護系大学が増加していく中で、

第一部 平成 22・23 年度日本私立看護系大学協会
若手研究者研究助成受賞者による研究成果報告

平成 22・23 年度に研究助成を受けた 5 名の研究成果報告の概略を述べる。

1. 看護師のワーク・エンゲイジメントを高める組織と個人の要因についての質的研究

順天堂大学 立石 彩美

看護師のワーク・エンゲイジメントが高まる経験と要因を明らかにすることを目的として、看護師 8 名に半構造化面接を行った。分析の途中経過であるが、委員会活動で他職種の仕事が見えるようになり、職種間連携で患者の退院が促進され、看護師が活き活きと働くやりがいに繋がり、要因として人間関係の良さが挙

げられた。

2. コンフォート理論に基づく妊娠中期以後の妊婦を対象とした歌唱クラスによる心理的効果

摂南大学 宮本 雅子

妊婦が能動的に行う歌唱が快感情やその感情維持への影響を明らかにするために、妊婦 5 名を対象に歌唱クラスを実施した。結果、歌唱クラスによって「楽しい、爽快」などの快感情、「リラックス、緊張緩和」のリラックス感情、胎児へのイメージが強化する、意欲の向上が得られた。

3. 通常学校で医療的ケアを提供する看護師の役割 —当事者の視点から—

京都大学大学院博士課程 清水 史恵

通常学校で看護師から医療的ケアの提供を受けている子どもや親が、看護師の役割をどのように認識しているのかを明らかにすることを目的とし、母親10名、父親1名、子ども4名を対象に個別に半構成的面接をした。分析結果から、健康と安全の保持、教育活動のサポート、社会性の育み、親へのサポートの4つのカテゴリーが見いだされた。

4. 脳卒中者が経験を語ることの意義の探求とリハビリテーション効果への可能性に関する研究

千里金蘭大学 北尾 良太

脳卒中者が経験を語ることでリハビリテーションへの意欲に繋がるかを探求する目的で、患者7名に対し

て対話的インタビューを実施した。一事例の分析報告として、リハビリテーション効果や意欲向上への客観的根拠は見いだされていないが、患者にはリハビリテーション意欲の更新、研究者には脳卒中者へのケア経験の更新となっていた。

5. 鍼・指圧・足浴法による三陰交のツボ刺激効果の比較 —生理・心理的評価を用いて—

藤田保健衛生大学 清水三紀子

鍼・指圧・足浴法による三陰交のツボ刺激効果を生理学的、心理的指標を用いて3方法の相違を明らかにすることを目的とした。女性28名を対象に実施した結果、生理的評価で3方法による違いはなかった。心理的評価でも有意差はなく、精神的効果に違いはなかったが、3方法ともにリラクゼーション効果があることが示された。

第二部 文部科学研究費獲得の工夫と国際共同研究の進め方

I. 文部科学研究費獲得の工夫

ここでは、各研究者の研究目的・方法と申請時に工夫したことの概略について述べる。

1. 口唇口蓋裂児の口腔機能発達を保证する哺乳具の開発と療育支援プログラムの構築

【基盤研究B】 松原まなみ(聖マリア学院大学)

研究目的は、口唇口蓋裂児の母乳育児を可能にする為に、口唇口蓋裂児の口腔機能発達を促すための哺乳具の開発とその有効性の検討。研究方法是『口唇口蓋裂児の哺乳支援ハンドブック』作成と普及、口唇口蓋裂児の治療と療育に必要な多科・多施設・専門職連携による地域支援ネットワークを構築することである。申請書作成時のポイントは、テーマの意義、目的・方法論の明確さ、図表や文字配列の工夫で見やすい書類にすることである。

2. 統合失調症患者に対する看護介入としての心理教育の長期効果検証

【基盤研究C】 河野あゆみ(神戸常盤大学)

研究目的は、統合失調症患者に対する看護師版心理教育プログラムの長期効果を服薬アドヒアランスに焦点化して検証することで、研究方法是初年度に研究協力施設の募集と看護師版心理教育の実践ならびに調査の準備、以降、看護師版心理教育の短期的・長期的効

果の検証を行い、精神科病院に入院中の統合失調症患者を対象に、服薬アドヒアランスに関する調査を行う。申請時に意識したことは論旨の一貫性、わかりやすい表現等である。

3. 在宅医療推進に向けた学外ゼミ介入プログラムの効果検証

【基盤研究C】 村松 由紀(国際医療福祉大学)

本研究目的・方法は、看護学生および地域で生活する団塊の世代を対象にPBLチュートリアル学習(Problem-based learning)の手法を取り入れた課題学習プログラム『A(異文化交流編・common sense)』、『B(死生観交流編・death education)』、『C(実地交流編・field work)』を試作し、介入プログラムA～Cの構築および客観的評価方法の検証を行い、プログラムの全体評価を行う、研究の全体構想は、大学と地域が協働・連携し共有する課題解決に向けた学外ゼミナールを時系列で観察し、その関連性の検証を図る事である。

4. 看護基礎教育におけるラテックスアレルギーを回避する予防システムの構築

【若手研究B】 梶原 江美(西南女学院大学)

研究目的は、医療現場ではない看護基礎教育の中で、ラテックスアレルギーを未然に防ぐスクリーニング法を見つけることである。申請時に注意したことは、テーマ

と研究目的を具体的かつ明確に書く、文献検討とテーマに関する研究の蓄積、研究計画・方法では、実現可能性を考慮して書く、研究経費は、実際の運用でかかる必要経費を具体的に見積もる、最後に、“審査の仕組みを知る”ことや“公募要領をよく読む”ことが大事である。

5. 小児専門領域外の医療で子どもの権利保護のための支援

【挑戦的萌芽研究】中村 郷子(新潟医療福祉大学)

研究目的は、小児を専門としない医療現場での子どもの権利保護の拡充に向けた研究である。研究方法は、先行研究による国内外の動向の調査から分析モデルの作成とアセスメントツール項目の抽出及びその妥当性の検討である。申請時には、斬新性とチャレンジ性の具現化、研究を実現していくための人的要因や必要時間、手段や評価方法は細かく、丁寧に、そして各分野の専門家研究チーム編成が研究遂行上での大きな力となった。

6. 多言語による簡易版“女性を中心としたケア－妊娠期尺度”の開発

【研究活動スタート支援】

飯田真理子(聖路加国際大学)

研究目的は、助産ケアモデルの評価を行うための多言語による簡易版“女性を中心としたケア－妊娠期尺度”開発及びその妥当性と信頼性の検討を行うことである。研究方法は、簡易版 WCC- 妊娠期尺度の開発をし、最終的にタンザニアで WCC-23E の実施後、WCC-23J, WCC-23I, WCC-23E の比較分析を行う。申請時の工夫は、異文化理解、新規性・先見性、ホットな話題、具体的で実行可能性、世界的貢献、日本発を

意識して盛り込んだことである。

II. 国際共同研究の進め方

島内 節(広島文化学園大学)

国際協同研究の取り組みに対して在宅ケア研究例を提示しながらご講演頂いた。国際協同研究は、日本人と外国人の自立度や症状の変化等の比較ができて共通点や相違点について探れる、ケアアウトカムの相違、ケアの標準化により特許につながる、研究で得られた成果をエビデンスとして制度や料金について提案ができるなどであり、共同研究における準備要件、実施方法について具体的に説明頂いた。

平成 26 年日本私立看護系大学協会研究セミナーに対するアンケート調査結果

全体的に満足という評価を受けた。特に、「文部科学研究費獲得の工夫」、「国際共同研究の進め方」には全員が満足と回答しており、刺激を受けた、研究の意欲がわいたなどの感想があった。

おわりに

本報告は「学術研究および学術研究体制・研究助成に関する事業研究セミナー」の概要報告であります。各加入校の皆様には『平成 25 年度日本私立看護系大学 学術研究体制・研究助成に関する事業 研究セミナー報告書』を発送したので、ご参照いただきたい。お寄せいただいたご意見は、今後の参考にさせていただく。会員校の皆様には、今後とも「学術研究および学術研究体制・研究助成に関する事業研究セミナー」に関心を寄せて頂きますようお願い申し上げます。

平成 27 年度「研究助成事業」奨励賞および助成金

日本私立看護系大学協会定款第 4 条(1)に基づく事業の一環として、加盟校における看護学研究者の育成と、看護学研究者のさらなる向上発展を奨励するため、以下の 3 つの研究助成事業を行っています。今年も加盟校から多くの方々の応募をお待ちしています。

I. 看護学研究奨励賞

- 対象** 加盟校の教員で、前年度に原著論文などを、国際看護雑誌、学術団体登録誌、所属大学紀要などに発表し、看護学研究に貢献したもの。
- 表彰** 受賞者には、賞状および副賞(10 万円)が授与される。

II. 若手研究者研究助成

- 対象** 加盟校の教員で、看護学研究に関し優れた研究を行っている若手研究者(申請時、満 45 歳以下の講師、助教または研究者番号を有する助手)。なお研究期間は最大 2 年間とする。但し、他機関から同一テーマで助成が決定している場合は対象となりません。
- 表彰** 研究助成金は 1 件 30 万円。

III. 国際学会発表助成

- 対象** 加盟校の教員で、当該年の 4 月から翌年の 3 月の間に開催される国際学会(国外で開催)に発表完了、発表予定または発表決定の、将来性のある、優れた研究発表をする者。
- 表彰** 研究助成金は 1 件 20 万円。

選考の基準は、独創性、看護学への貢献、今後の発展性、を重要視しています。募集期間は 2015 年 4 月 15 日から 5 月 15 日(当日消印有効)までです。2015 年 8 月上旬までに該当者を決定し、通知いたします。より多くの方に助成の機会を得ていただくため、本事業のいずれかに 5 年以内に一度選出された方は、ご遠慮ください。

募集要領および応募書式は、本協会のホームページ(<http://www.spcnj.jp/>)からダウンロードできます。

教育、学術および文化の国際交流事業

グローバル人材育成を国際看護学で試みる ー思考力と自主性を伸ばす参加型授業の展開ー

東邦大学看護学部 教授 近藤麻理氏



研修開催日時：平成 26 年 9 月 13 日（土） 13：00～16：30

場 所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）

担 当：伊藤 直子（西南女学院大学）クローズ 幸子（亀田医療大学）

現在、私は、東邦大学看護学部の国際保健看護学研究室にいます。

さて、皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、文部科学省が平成 24 年度にグローバル人材育成推進事業という GP の公募をしました。その際、公募要項の中に「グローバル人材像を設定して下さい」とありました。さらには、「卒業時に習得すべき具体的な能力を明確化して下さい」ともありました。ですから、看護においても、どういう看護のグローバル人材を育成していきたいのか、そして何を指標とするのかを、ある程度明確化することが必要だな、と私もあらためて気づいたわけです。

そして、達成目標として指標となるのが、やはり外国語だったようです。外国語のスタンダード設定、例えば、「入学時の TOEFL・TOEIC の点数が卒業時にどれだけ上がっていったか」そういったことを比較して達成目標としたらどうかとか、単位取得を伴う 1 年間、あるいは 1～2 ヶ月の海外留学をしても良い、ということが提案されていました。また、可能であれば 1 単位あるいは 2 単位と、現地の大学で単位取得してくことも奨励されていました。

さらに、「国際通用力の向上は、どうするのか」という内容もあり、その事例となっていたのが、やはりこういう事でしかなかなか測れないのだなと思ったのですが、海外留学した学生数、日本に留学してきた人の数、外国人の教員の数、外国語で行っている一般の科目数などでした。例えば、看護学の授業の中で何かを英語でやっているか、あるいは英語に限らず他の言語でやっているかなど、そういうものも指標として今使われるようになっていきます。それから、グローバル化ということで教員だけでなく事務職員にも、外国語の力をつけていただきたいというのが、現在の方向かと思っています。

皆さんもグローバル人材とは何であるのか、あるいは看護のグローバル人材とは何かと、考えていらっしゃると思います。まず、語学力とよく言われますよ

ね。もちろん、英語だけに限らず、他の第二言語、第三言語と増やしていくことも望ましい。次に、海外での生活経験や留学経験があるかどうかです。それから、海外での学位の取得、あるいは緊急救援活動や国際協力活動をしたことがあるか。そして、将来にわたって海外で看護職として仕事や研究をしていくなどがあります。しかしそれだけではなく、看護のグローバル人材とは、たとえ日本にいても、ダイバーシティという多様な環境下でしっかりと活躍できる人達のことであるでしょう。

看護のグローバル人材とは、どういうものかある程度示したうえで、決して、国際看護学という狭い枠に閉じ込めるのではなく、これから、どういう教育を看護学教育の中に入れ込んでいかなければいけないか、という議論を早急にしないといけない段階にきているように思います。ただし、留学生を看護学部で沢山受け入れる、などというのは非常に困難を伴いますし大学全体の協力も必要となります。日本語ができる留学生という条件では、今も受け入れている大学は沢山あると思いますが、大学院に限って言えば、日本語だけに限定しない幅広い留学生の受け入れを進めていくことが重要であると考えます。

よくある問いですが、「外国で看護職が活躍することが、国際看護学あるいはグローバル人材の育成ということなのか？」と、日本の私たちはもう一度考え直していかなければならないと思います。そして、国際看護学という科目がカリキュラムにあれば、それで「うちの大学では、看護のグローバル人材を育てています」と言ってしまうといいのか、ということもあります。“国際的視野を養う”といった時に、ただ外国語がペラペラ話せるとか、異文化に関する講義をしましたという表面的な内容だけではなく、やはり、日本の歴史や文化も知っていて、さらに日本の看護の歴史も十分に理解している、そういうことも合わせて重要なことかと思っています。

これらは、国際看護学という授業の中の 1 単位や 2

単位だけでやることではなく、1年次から基礎看護学の概論、あるいは看護史というところをしっかりと押さえていき、看護学部の教職員全体で共有していかないといけないのではないかと考えています。ですから、皆さんも大学で問題になっているのが、「いったい、誰が教えるの？」ということではないでしょうか。専門学校でも大学でも今では国際看護の科目はだいたいありますよね。その授業では、青年海外協力隊員から帰って来られた方々をお呼びして、国際看護の単位にしていることもあるとお聞きしています。

「誰が教えるのか」といった問いの立て方と同時に、「では、誰ならば教えられないのか」という問いもあると思います。誰だったら教えられないのか、あるいは教えてはいけない人がいるのか、ということですね。もちろん、誰が教えることが一番適しているのかについては、「うちの大学にはこういう特徴があります、国際的な人材を育てていきます」と標榜している大学であるならば、全ての先生方が、一度、ファカルティディベロップメントや様々な場で考えてみる必要があると思うのです。

次に、授業の中身ですが、「何を教えるか」というところについては、国際看護学を教える教員、あるいは順番で担当になってしまった教員に任せるのではなく、看護学部の方針としてこのような人材を育てたいから、この科目ではこれを教えていくというのが必要ではないでしょうか。少なくとも、大学・学部の中でカリキュラムのマッピングというもの、この科目が学生の何を育てるためにそもそも存在しているのか、という意味付けが必要ですよ。カリキュラムマップとかマトリックスとかいうようなものを、すでに出来ているカリキュラムから後付けにはなりますが、どういう意味があったのだろうということをしっかり教員全体で振り返っていく。それが今、グローバル化とか国際看護というものをもう一度冷静に考えて議論していく時に必要であり、看護とは何か、そもそもどういう人材を育てようとしているのか、ということにも繋がってくるのではないかと思います。とりあえずこの段階で、今の自分が所属する大学の中で、そして将来の看護師像はこうであると、日本社会や世界の20年～30年後を予測したうえで、私たちは看護教育と看護師の姿をこのように変えていくと、しっかり社会に世界に発信していかなければならないのではないかと、思ったりしています。

そして、看護職であれば人生のどこかで、国際的な活動に関わることがあるかもしれません。一生涯、そのような活動だけをされる方は、非常に少数であろう

と思います。私が講義の最初に必ず言うことは、「看護の対象は何ですか？」または「誰ですか？」です。「コンピューターですか？机ですか？」とかね。それぞれのプロフェッショナルによって、対象は変わってくると思うのです。「看護の対象は人間である」と、ありとあらゆる教科書に書かれています。その原点をもう一度思い出してもらいたいのです。日本人のためだけの看護とか、自分と同じ民族や宗教の人への看護とは、どこにも書いていないのです。だとすると、「あなた方が勉強している看護学は、そもそも人種も文化も国境もすべて超えている学問なのだから、あなた方が授業で学んでいる時には、あらゆる人種やあらゆる文化や宗教のイメージを抱きながらその授業を受けていくべきではないのか」と話します。だからこそ、国際看護だけが、その講義時間だけが、国際的であり特別なものではないのだと説明をしているのです。



近藤先生の研修は、看護系大学でグローバル人材育成を行う意義を踏まえながら、この後、思考力と自主性を伸ばす授業について、参加型の授業が展開されました。研修に参加された約60名の方々からは、今、求められる看護系大学におけるグローバル人材育成のあり方や参加型授業が何故必要かという問いかけへの答えを得る機会を得ることができ、大変有意義な研修であったとの多くの感想が寄せられました。

研修の全内容につきましては、報告書にて報告させていただきます。



大学運営・経営に関する事業

「学部長・学科長等教学責任者に知っておいていただきたい 私立学校法について～学校教育法の改正にもふれて～」

日 時：平成27年1月17日 13:30～15:30

場 所：池袋サンシャインシティ ワールドインポートマートビル ROOM13

担 当：林 優子（大阪医科大学）、高木 廣文（東邦大学）、長澤 正志（淑徳大学）

開催主旨

「私立学校とは」というメインテーマで、学部長・学科長等教学責任者に対し私学人として知っていなければならない関係法令等の研修会を継続的に開催している。

プログラム

会長挨拶

日本私立看護系大学協会会長 近藤 潤子
担当理事挨拶及び講師紹介

林 優子（大阪医科大学）

講演

学校法人大乗淑徳学園 監事 野村 赳史
質疑応答

講演内容

I. 学校法人制度

（1）学校法人制度の概要

学校法人は、私立学校を設置・運営する主体である。従って学校法人は私立学校を運営・管理し法律上の権利義務を負う。寄付行為とは、学校法人の根本規則であり、法人の現在、将来のあり方を規制するもので、必要的記載事項を定め、寄付行為の変更には所轄庁の認可が必要となる。

（2）学校法人の管理運営

学校法人は、公共性を高めるため、各役員についてその配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。法人の業務は、寄付行為に別段の定めがないときは、理事の過半数を持って行われるが、重要事項等については予め評議員会の意見を聞かなければならない。

（3）私立学校の特性

私立学校法はその目的を「私立学校の特性にかんが



み、その自主性を重んじ公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」としている。従って、私立学校はその自主性を尊重するとともに、公共性にも十分配慮することとなる。

II. 教育関連法

（1）学校法人と教育関係法令

学校法人とは、私立学校を設置・運営を目的とする法人であり、大学・短期大学、高等学校などを設置、運営する。従って、学校法人は私立学校を運営、管理し、法律上の権利義務を負う。

（2）日本国憲法、教育基本法、私立学校振興助成法

日本国憲法で「等しく教育を受ける権利を有する。」「公金その他の公の財産は、・・・公の支配に属さない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出してはならない。」と規定されている。教育基本法では「公の性質を有するものであって・・・および法律に定める法人のみが設置する。」と規定されている。私立学校振興助成法により私大経常費補助、私立高等学校経常費等の法的整備がされ、これにより憲法との解釈関係が公の支配に属するとされ適法と解釈された。

（3）学校教育法

学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが設置する。学校の範囲は幼稚園から大学までと規定され、学校を設置しようとする者は学校の種類に応じ文部科学大臣の定める設置基準に従い設置する。

(4) 私立学校法

私立学校の特性にかんがみその自主性を重んじ公共性を高めることにより私立学校の健全な発達を図ること。この目的のため学校法人に関する設立、組織、運営、解散を定め、さらに私学教育に関し必要な助成をすることができる。

(5) 学校法人会計基準

学校法人の経営状態を把握する目的で、一定の規則に従った会計処理が必要となり、会計基準が制定され、その後の改正で学校法人は補助金の交付申請をするため、学校法人会計基準に従い会計処理をすることとなった。

(6) 補助金適化法、会計検査院

補助金等の交付の不正な申請、不正な使用の防止のため、補助金等の交付の決定の適正化を目的としている。学校法人は税金を原資として国等から補助金をうけているため、会計検査院の検査対象機関となっている。

Ⅲ. 学校教育法の改正

(1) 改正の趣旨

大学（短期大学を含む）運営が学長のリーダーシップのもとで、戦略的に運営できるガバナンス体制を構築することが重要であり、このため副学長の職務内容を改め、教授会の役割を明確にする。

(2) 副学長の職務の拡充(改正学校教育法92条第4項)

現行法では「学長の職務を助ける」とのみ規定されていたが、今回の改正で「学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる」とされ、学長の指示を受けた範囲内の校務について副学長が自らの権限で処理することが可能となった。

(3) 教授会の役割の明確化（改正学校教育法 93 条第 1 項～第 3 項）

現行法では「大学には重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と規定されていたが、審議事項の範囲、結果の取り扱いが曖昧であった。

今回の改正では、①教授会が教育研究に関する事項の審議、②学長が大学の最終的な決定権者であり、教授会は学長に対し意見を述べる。ことを明確化した。

(4) 学校教育法施行規則第 144 条との関係

学生の身分に関する審査の現行法では「学生の入学、退学、転学、留学、休学、卒業は、教授会の議を経て学長が定める」となっているが、改正法では入学、卒業のみ規定している。

退学、休学、転学、等は進路変更等も考えられることから本人の希望を尊重すべきこと等から教授会として意見を述べる事項としては義務付けていない。

(5) 今後の方向性

この法律が施行される 27 年 4 月までに各大学において内部規則、運用規則等の点検を行い、必要な見直しを行う。今回の改正により、教授会、学内組織がその役割を果たしながら、大学における最終的な決定は学長が行うことを明確にした。

結 果

参加者数 60 名

アンケート 回収 55 名

・企画について

満足、やや満足 83.3%（未回答 2 名）

・内容について

満足、やや満足 100.0%（未回答 2 名）

「内容」につきましては、「満足」、「やや満足」が 100%でしたが、「企画」につきましては、「不満」、「やや不満」の意見をいただきました。

「不満」のおもな内容は、「会場が駅から遠い」、「会場が分かりづらい」、「研修時間が短い」でしたので、今後の企画に反映できるよう参考とさせていただきます。



「関係機関との提携等に関する社会的事業」活動報告

担 当：○鎌田美智子（神戸常盤大学）、大西香代子（園田学園女子大学）、山本真千子（茨城キリスト教大学）

本事業は、日本私立看護系大学協会の発展に向けて、協会外部の諸機関との協力・支援、及び必要な提携等を企画・実践することをねらいとして設けられ、時々の課題に応じて様々な活動を行ってきました。最近では看護系大学が激増し、多くの加盟校では受験生確保と連動した国家試験の高い合格率担保の対策に力を注がざるを得ないといった課題が浮上しております。このため、国家試験の基本的なあり方に対する課題や要望等、厚生労働省との連携が重要となってまいりました。

そこで本事業では、平成15年度から保健師助産師看護師国家試験の不適切問題の検討、同試験問題のCD化と各校配布、国家試験分析と問題作成のこつや心得といった研修会等を開催してきました。平成23年度からは、国家試験の基本的なあり方についての研修を重ねておりますが、これは平成22年度に、厚生省に「国家試験のあり方に関する要望書」を提出すべく委員会内で検討したことが背景にあります。国家試験の目的は言うまでもなく「特定の職業に対する免許付与の可否、その職業の基本的能力とそれを安全に提供する能力の測定」ということにあります。国家試験受験資格に伴う教育内容を準備する養成側にとっては、国家試験の内容が看護専門職の基本的能力育成の成果の一つとして、的確に把握できるものであるか否かは、重要な関心事項となります。この観点から、「看護専門職のコアコンピテンシーに基づいた内容・水準の見直し、認知領域に限定された評価から情意領域・精神運動領域への拡大検討、試験の精度を高める手法の検討、看護専門職の意向を最大に反映する試験委員の構成等の見直し」、さらには将来的に、現在の国主導からアメリカの職業能力試験機関のような「専門職の能力を評価する専門機関の設置」といったことを検討しております。しかしこの内容は極めて基本的な事柄であり、各自で認識し確認することが前提であるとし、要望書を提出する以前の段階にポイントを置いた活動となった次第です。

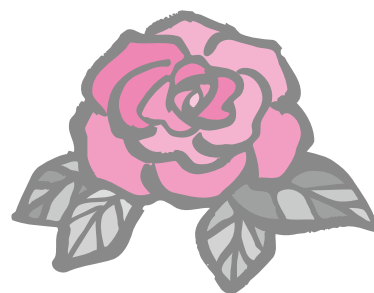
そこで改めて、国家試験の基本的なあり方にもどり、各大学ともに自校の専門職育成の内容とその成果を測る基準となるに相応した国家試験なのか否かをポイン

トに、各校が基本的な事柄を認識し、地についた連携ができる活動をしたと考えました。本協会の近藤会長の講演（写真）を基調にした3回にわたる研修会を経て、今年度は、「教育評価」の観点から、国家試験の課題にアプローチする研修を予定しております。わが国の教育評価のオーソリティであられる奈良学園大学学長の梶田叡一先生のご講演を基調に、参加者のディスカッションにより、課題に迫りたいと計画しております（2月11日、メルパルク大阪で開催）。如月の寒さ厳しく、年度末の多忙な時期ではありますが、多くの参加者が見込まれており、熱いディスカッションや温かい交流の場となることを期待しているところです。

本事業では当面このような研修を重ねていくことで、将来加盟校から厚生労働省の『Web 公募システム』を通して質の高い公募問題を提供するなど、厚生労働省との実質的な連携をはかりたいと考えております。



近藤会長の講演



将来構想委員会より

「将来構想検討に関する事業」

1. はじめに

将来構想検討委員会は、本協会が今後何をしていくべきかを検討する委員会です。協会の理事のほか、会員校の目白大学で学長・理事長をされていた佐藤弘毅先生と、日本私立学校振興・共済事業団で長い経験をお持ちの大正大学の山本雅淑先生に委員をお願いしています。

2. 当分の間は一般社団法人のままで

検討してきた中で、いくつか明確になっていることがあります。一つは、法人格についてです。当協会は平成21年に一般社団法人となり、公益法人化を検討しました。その結果、当分の間は一般社団法人のままとすることを合意しました。看護学教育を行っている大学から成る協会ですから、公益性がありますが、今は、加盟大学の質保障に力を入れることが重要だと考え、将来的には公益法人をめざすこととしました。

3. セミナー・研修会などの事業は

その加盟大学の質保障のために、毎年、教育や研究、国際交流、大学運営・経営、関係機関との提携に関し、研修会・セミナーを行っています。また会員校教員の優秀論文に対する研究奨励賞や若手研究者への研究費補助、国際学会発表の補助も行っています。学生に対して、卒業生への表彰制度を行っています。この会報も発行しています。しかし総会では、加盟しているメリットが見えない、他の大学協会等との差が不明確だとの意見が、毎年出されています。様々なプログラムと会員校とのニーズに齟齬があるのではないかとという観点から、以下のような検討を行っています。

今年度、教育に関する事業の委員会が、当初は予定していなかった新任教員の研修会を、追加で計画、実施したところ、多くの参加者があり、評価と満足度の高い研修会となりました。若手のみならず、私立大学に新任された教員の参加もあって、会員校のニーズにあったものだったと考えています。幅広の教職員がいるなかで、同じテーマではすべての人々のニーズには応えられません。今後は、対象者を明確にした研修会を計画していく必要があると考えています。また、本協会が主催する研修会にはぜひ行くべきだ、とトップの方々には考えていただき、研修会への参加を教職員の自主性に任せるだけでなく、積極的に促していただきたいと思っています。

また同じ研修会を、場所を変え、年複数回、開催してほしいとの希望も出ています。その一方で、限られた役員での事業遂行には、限界も見えています。そこで研修会は理事会で企画するだけでなく、会員校持ち回りで開催することも検討を始めました。また、事業実施のための委員会には、多くの大学からメンバーに入っていただくことも検討しています。

優秀論文による研究奨励賞や若手研究者への研究費補助、国際学会発表の補助には、その審査のために、会員校からたくさんの審査委員に参加をいただいています。こちら、会員校内での応募への雰囲気づくりをお願いしたく、応募にも審査にも、活発な参加をお願いしたいところです。

4. 役員選出内規は

もう一つの課題は、会員校の増加に伴いさらに組織が大きくなると予測され、今後役員の選出方法の検討が必要になるであろうことです。理事・監事の選出内規は、ホームページからダウンロードできますので、是非どうあったらよいか、会員校の皆さんにも検討していただきたいと思っています。

また、会員校の3名の正会員に、職員もぜひ入っていただき、私学の助成に関する活動を展開していただきたいと思っています。教員と職員の分科会化も検討しましたが、これは現在のところは見送られています。

5. 私立大学への補助金は

本委員会ですべて検討しているのは、看護系の私学の苦しい財政に対して、補助金を得ることができるかどうかです。看護系の私学では、教員は多くの時間を教育に当てており、給与は低いという統計がありました。その一方で、財政赤字には陥っていませんでした。現状のシステムでは、教員数が多いことから、経常費補助金はそれなりに得ており、各大学が競争的資金にどれだけ応募していくか、が課題となっています。それ以外では、私学の看護系の学部・学科から、新しい事業のアイデアを出して、補助金を得る仕組みを作る必要があります。これを実行するには、良いアイデアがありませんかということと、一丸となって新しい事業が展開できるかどうかが課題です。

以上、現在検討されている事項について報告いたしました。

(文責 将来構想委員会委員長 菱沼典子)

理 事 会 報 告

平成 26 年度 第 3 回理事会報告

日 時：平成 26 年 11 月 22 日(土) 13:00～16:00
場 所：日本私立看護系大学協会事務局
(新宿区市ヶ谷)
出席者：16 名 欠席 6 名 (全役員数 22 名)

報 告 事 項

1. 各事業活動代表理事より、平成 26 年度事業活動経過報告が行われ、承認された。
2. 事務局より平成 26 年度中間決算について報告され、支出は印刷費を除き、ほぼ予算額通りである。

検 討 事 項

1. 将来構想検討に関する事業から新たな研修プラン等の提案があり、引き続き検討することとなった。
2. 平成 28 年に迎える結成 40 周年記念事業を行うことが確認され、記念行事式典委員会と記念誌委員会を発足することになり、委員選出に関して理事へ協力の依頼がされた。
3. 平成 27 年度総会午後の講演会について話し合われ、医療制度改革についての講演が検討された。ほか、倫理問題をぜひ取り上げてほしいという意見も出された。

平成 26 年度 第 4 回理事会報告

日 時：平成 26 年 3 月 21 日(土・祝) 13:00～16:20
場 所：日本私立看護系大学協会事務局
(市ヶ谷 千代田ビル 405 号室)
出席者：17 名 委任状 4 名 (全役員数 22 名)

報 告 事 項

1. 平成 26 年度事業活動報告及び決算（見込み）について、各事業活動代表理事より報告され、承認された。なお、平成 24 年度若手研究者研究助成受賞者 1 名の研究発表延期願いは認められたが、延期、受賞後の大学の変更等の詳細な規則に関して、次回の理事会までに検討することとなった。
2. 事務局から平成 26 年度日本私立看護系大学協会決算（見込み）について報告され、承認された。
3. 以下が事務局より説明・報告された。
 - ①会長表彰について、加盟校 152 校のうち対象校は 126 校、そのうち 108 校から申し込みがあり（86%）、会長表彰状と記念品をお送りした。同時に平成 26 年度卒業式祝辞もお送りした。
 - ②平成 27 年度大学開設、看護系学部・学科新設校は 15 校である。4 月には入会のご案内をする。
 - ③ご案内・ご招待をいただいた加盟校へ、それぞれ卒業式と入学式へ祝電をお送りした。上記 15 校の開学等の新規校へは、入学式の祝電をお送りする。

審 議 事 項

1. 各事業活動代表理事より平成 27 年度事業活動計画及び予算（案）について説明があり、承認された。将来構想検討委員会から、組織の活性化のための研修会について提案があり審議したが、ブロック制の問題が残るので継続して検討することとなった。「国への要望」に関して趣旨説明があり、将来構想検討委員会、大学運営・経営に関する委員会、関係機関との提携等に関する社会的事業委員会が、共同で検討、取りまとめをすることとなった。
2. 事務局より平成 27 年度予算（案）について説明され、承認された。
3. 役員選出方法に関し、将来構想検討委員会が会員校のふえた実情に合わせ、今の方法を見直し、案を作成することになった。
4. 満期終了、辞任等により欠員の出る理事の推薦を、「定款」、「理事・監事等選出内規」に則り次回理事会までに各地区から選出・推薦するよう、業務執行理事より依頼があった。
5. 結成 40 周年記念事業の委員 11 人、アドバイザー 2 人が推薦され、承認された。合わせて予算も認められた。

事務局からのお知らせ

平成27年度 研究助成 応募受付中

詳細は、協会ホームページ <http://www.spcnj.jp/> をご覧下さい。

応募〆切 5月15日（金）（当日消印有効）

今年度から「国際学会発表助成」は、できるだけ多くの方に応募いただけますように、当該年の4月から翌年の3月までの間に発表完了、発表予定、発表決定の人を対象とすることとなりました。ご応募をお待ちします。

■問い合わせ先：事務局

電話：03-5879-6580 FAX：03-5879-6581

Mail：jpnecs@jade.dti.ne.jp

■送付先：〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-19 千代田ビル405
一般社団法人 日本私立看護系大学協会事務局宛

第2号議案

平成26年度収支決算・会計監査報告に関する件

第3号議案

平成27年度・中期・長期事業活動計画に関する件

第4号議案

平成27年度予算案に関する件

第5号議案

役員選任に関する件

平成27年度 セミナー・講演会のお知らせ

○大学教員入門講座

大学新任教員のための研修会2015

- ・日時：8月2日（日）
- ・会場：東京ガーデンパレス
- ・主催：大学における教育に関する事業
- ・テーマ：大学・大学生の現状、私立大学とは、大学の教員になるということ

平成27年度 総会のお知らせ

日時：7月3日（金）11：00～17：00

場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）

議題：（予定）

報告事項 事務局報告

審議事項

第1号議案

平成26年度事業活動報告に関する件

○学術研究及び研究体制に関する講演会

- ・日時：9月19日（土）
- ・会場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）
- ・主催：学術研究および学術研究体制に関する事業
- ・テーマ：未定

※午前中は平成24年度若手研究者研究助成者による成果報告会を行います。

平成27年度開設予定大学・学部等一覧

大学名	区分	定員	備考
大阪青山大学健康科学部 看護学科	学科設置	80人	
神奈川工科大学看護学部 看護学科	学部設置	80人	
岐阜聖徳学園大学看護学部 看護学科	学部設置	80人	
京都学園大学健康医療学部 看護学科	学部設置	80人	
金城大学看護学部 看護学科	学部設置	80人	
神戸女子大学看護学部 看護学科	学部設置	80人	
四條畷学園大学看護学部 看護学科	学部設置	80人	
松蔭大学看護学部 看護学科	学部設置	100人	
湘南医療大学保健医療学部 看護学科	大学設置	80(10)人	
東京純心女子大学看護学部 看護学科	学部設置	60人	東京純心大学へ名称変更
同志社女子大学看護学部 看護学科	学部設置	80人	
鳥取看護大学看護学部 看護学科	大学設置	80人	
日本福祉大学看護学部 看護学科	学部設置	100人	
人間環境大学看護学部 看護学科	学部設置	95人	日本医療環境大学へ名称変更
武庫川女子大学看護学部 看護学科	学部設置	80人	

梅花女子大学 看護学部→看護保健学部

加盟校の取り組み

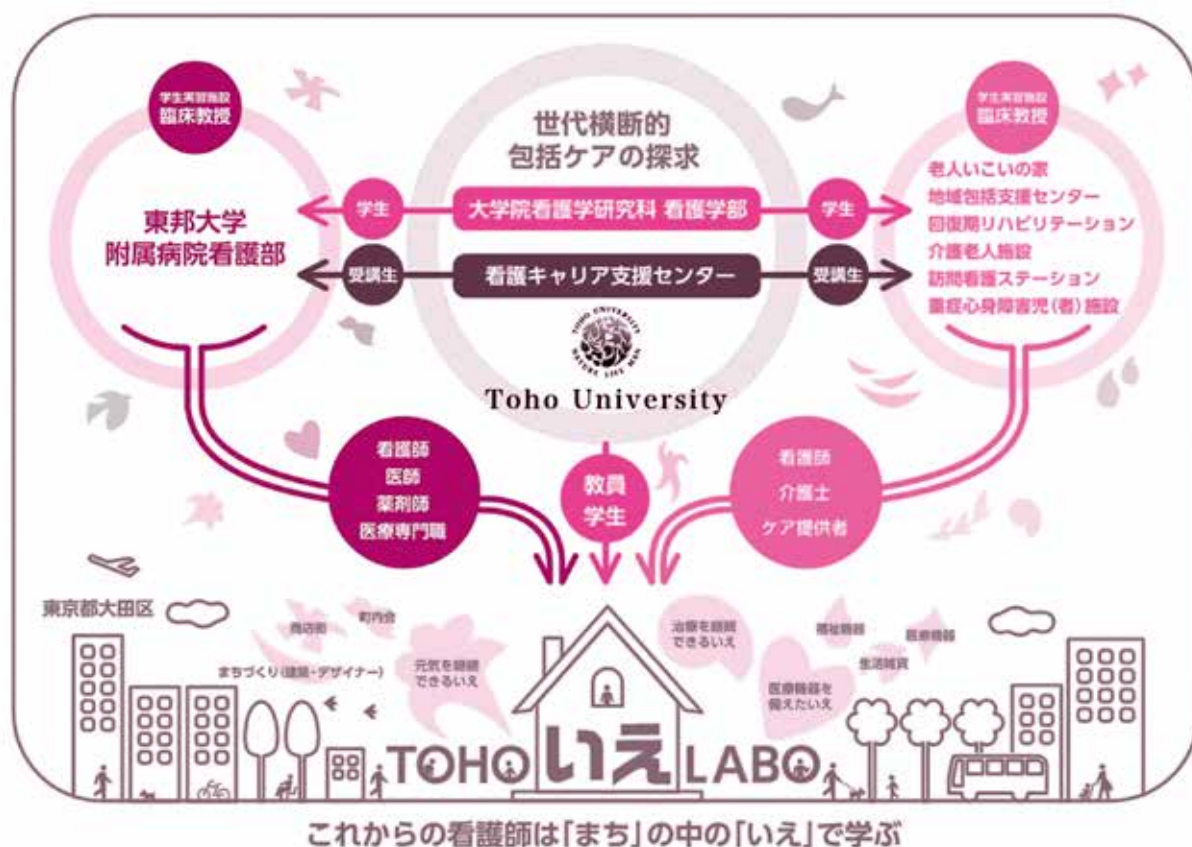
「都市部の超高齢社会に挑む看護師養成事業」について

高木 廣文、横井 郁子（東邦大学看護学部）

平成26年度の文部科学省の支援事業である「課題解決型高度医療人材育成プログラム」のうち、「地域での暮らしや看取りまで見据えた看護が提供できる看護師の養成」には5大学が採択され、私立大学では、東邦大学看護学部が唯一採択された。事業プログラム名は、「都市部の超高齢社会に挑む看護師養成事業－大学と地域でシビックプライドを持った看護師を継続的に育てる仕組みを作る－」である。この事業は、東邦大学看護キャリア支援センター長である高齢者看護学研究室の横井郁子教授を中心に立案された。5年間の事業期間内で、地域を見据えた看護、とくに都市部の医療に望まれる退院支援や在宅看護などの新たなあり方に焦点を絞ったプログラムの構築を目指している。看護学部と大森病院のある大田区の大森キャンパス近隣地域を主な対象として、都市部の超高齢社会が抱える諸問題を解決できる看護師を養成するという事業である。

持病を抱えて暮らし続ける高齢者への支援は、実際に家の中に身を置いてこそ考えられるはずであり、実生活の実態を知らずに、単に睡眠の大切さだけを語るようなマニュアル化した看護は、もう終わらせる必要がある。本事業では地域のまちの中に学びの「いえ」、すなわち「いえラボ」を設置した。集合住宅の空き部屋を借り、仮想住人のケアを考え、療養機材の使いやすさを検証するなど、実際の家での療養生活を具体的に検討できる拠点をつくった。「いえラボ」での看護師の学びは、地域にも公開し人材交流も積極的に行いながら、まちの力を強化し、シビックプライド（まちへの誇りと愛着）を高め、包括ケアの基礎を築き、生活に密着した看護実践者を育成し、育った看護師がロールモデルとなり、指導者として次世代の看護師を輩出するという養成サイクルを目指すのが、この事業プログラムである。

大学の教室から外に出て、実践の場である実際のい



えである「いえラボ」を、受講者の学びの場とするだけでなく、地域との情報交換の場として、コミュニティの場としての機能を目指す点も、この取り組みの大きな狙いの一つである。地域の方々は実習の様子を見学に来てよいし、「いえラボ」で行われる健康講座に参加してもらうプランもある。これまで、看護キャリア支援センターでは、主に付属3病院の看護師を対象に講座を開講してきた。本事業の授業内容とは異なるが、目指すべき到達目標は明らかにリンクしており、これまでの経験を生かすことができる。本事業は5年間が支援対象になり、単年度あたり2,500万円の助成を受けて実施していく予定であるが、支援終了後も継続して実践できる新たな教育プログラムの実現を目指していく。教育プログラムの受講対象者は、学生や現役看護師であるが、以下のような主に7つのプログラムから構成されている。

①療養環境デザイン実習（学部生）：脆弱な高齢者の一人暮らしを可能にするための療養環境を提案できる能力を養う。②世代横断的包括ケア特論（博士前期課程）：小児看護学、成人看護学、高齢者看護学が協同して、各発達段階を横断し、各段階の境界に潜む課題の解決を含め、幼少時から健康問題を抱えるケア対象者を中心においた包括ケアを探求する。③包括ケア

実感プログラム（看護師）：さまざまな場で包括ケアの教育指導を担う者を対象とし、具体的方法論を学ぶ前に、包括ケアそのものを全身で実感する。④包括ケアの「根拠」となる生活機能アセスメントプログラム（看護師）：医療ケアチームと協同するための根拠となる生活機能アセスメントを実施できる能力を養う。⑤創造性指導者育成プログラム（看護師）：ケア対象者の捉え方の柔軟性、看護実践の創造性を養う。⑥医療ケアチーム育成プログラム（看護師）：急性期医療をどこから「いえ」は引き受けられるのか、医療依存度の高いさまざまな対象者を想定しながら、いえでの暮らしを可能にする医療、いえ環境、そして、まちの力を総合して考える能力を養う。⑦緩和ケア連携プログラム（看護師）：いえでの看取りを看護師他、ケア提供者たちが安心してできるために整えなければならぬ人的、物的環境について看取りをそれぞれの立場で実践している看護師が一丸となって考えデザインする。

この事業の目的は、先進的で高い将来性をもつ新たな教育プログラムの開発という点に重きが置かれ、「いえラボ」という画期的な教育拠点を有効活用することによって、地域に密着した社会参加型の新たな看護教育が実践されていくことが、大いに期待されている。

加盟校の取り組み

看護学科と臨床検査学科で展開する共通カリキュラム

林 みよ子（天理医療大学）

本学は、「人に尽くすことを自らのよこぎとする」という天理教の信条教育を基調とした教育を実施し、自律性と協働する力を兼ね備えた医療者を育てることを目的に、医療学部が設置され、そこに看護学科と臨床検査学科の2つの学科を置いています（定員：看護学科70名、臨床検査学科30名）。

本学の特徴の1つが、共通カリキュラムです。看護学科と臨床検査学科という異なる学問領域の教育ではありますが、ともに医療者を育成することでは共通しています。そこで、医療者として共通に求められる知識、人間としてのあり方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることができる人材を育成するため、総合基礎科目と共通専門基礎科目を両学科共通とし、1年次から、学科あるいは学年

の枠を超えて学習するように設定しています（図参照）。今回は、その中から2つの科目をご紹介します。

まず、総合基礎科目の「医療実践基礎実習」という科目です。これは、Early Exposerとして1年次前期配当の科目で、入学後1ヶ月で両学科の学生の混在メンバーで実習を行います。この科目では、病院施設やそこで働く人々の活動の実際を見学すること、病院を訪れる人々とかかわることを通して、病院の構造と機能を理解すると同時に、医療者を目指す者としての自覚と学習への関心を高めることを目指しています。学生の多くは、それぞれに目指す専門職を現実的な視点で捉え、看護師や臨床検査技師だけではなく多くの専門職で構成される医療チームの存在やその中での協働の重要性も実感しています。それと同時に、看護学科

生からみた臨床検査技師あるいは臨床検査学科生からみた看護師というそれぞれの専門職を異なる視点で捉えた意見交換をすることで、目指す専門職の新たな一面を発見しより一層魅力ある職業として捉えてもいます。こういったことは、異なる学科生との意見交換によって学び得たものであり、学科の枠を超えた科目だからこそ学ぶことができると評価しています。

次に、総合基礎科目に「芸術とコミュニケーション」という科目群があります。これは、「生命と芸術実践演習Ⅰ（複合身体表現A）」、「生命と芸術実践演習Ⅱ（複合的身体表現B）」、「生命と芸術実践演習Ⅲ（演劇表現A）」、「生命と芸術実践演習Ⅳ（演劇表現B）」、「生命と芸術実践演習Ⅴ（身体表現A）」、「生命と芸術実践演習Ⅵ（身体表現B）」、「生命と芸術実践演習Ⅶ（複合コミュニケーションA）」、「生命と芸術実践演習Ⅷ（複合コミュニケーションB）」という8科目で構成される科目で、1年次から4年次のいつでも履修ができる選択科目です。これは、「芸術とコミュニケーション」という名が示すように、コミュニケーションのデザインという視点からのカリキュラムで、学科や学年

を超えた多様な人々と芸術を通じた非言語的なコミュニケーションを体験する科目で、具体的に言えば、チームで演劇の創作活動を行う中で合意形成プロセスを体験することや、さまざまなメディア製作を体験することをおして、創造力や表現力、自己や他者を理解する力を高めようとすることを目指しています。この中で、上級生は、この科目のこれまでの体験で得たコミュニケーションスキルを使って下級生に目を配って先輩として体験談を話したり、下級生は、この科目の内容に限らない先輩の生きた体験を聴くことで、数年後の自己をイメージしたりしています。こういった交流は、この科目にとどまらず、例えば、学園祭の準備や運営等での学年間の風通しの良さにつながっているようです。

本学は、平成27年度に完成年度を迎え、このようなカリキュラムで育成した学生たちをようやく送り出すときが来ます。これまでの3年間を振り返りますと、よい成果があると評価していますが、本当の評価は、この卒業生が示してくれることになります。本学の第1期卒業生に期待いただきたいと思います。



原稿募集

あなたの学校をアピールしてみませんか

募集1. 加盟校のユニークな取り組み

内容

大学として取り組んでいる、学生や教員あるいは地域の人たちを対象にしたユニークなプログラム。

原稿

2000字程度（写真400字換算を含む）

原稿発送先

添付ファイル（テキストファイル）を本協会事務局のメールアドレス（jpnecs@jade.dti.ne.jp）に電子メールでお送りください。

原稿掲載

原稿は順次掲載致しますが、掲載時期については広報担当者にご一任ください。

募集2. 我が校の国際交流プログラム

内容

学生・教員を対象とする海外交流プログラムについて、その内容と参加者のレポート。

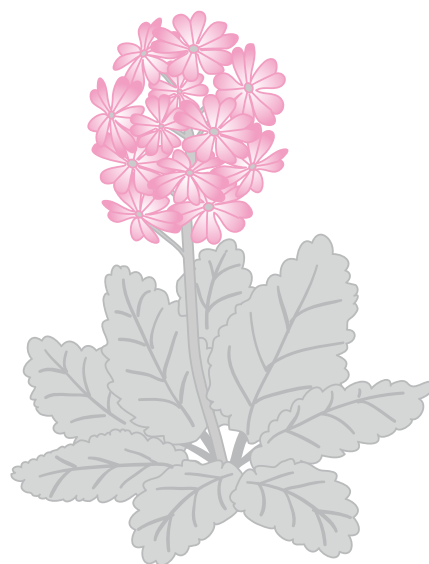
原稿

2000字程度（写真400字換算を含む）

原稿にはできるだけ活動中の写真を含めてください。

募集3. その他

トピックスや会員校間で共有したいニュースがありましたら、お知らせください。



編集後記

本号では、私立看護系大学協会の活動内容を広く知っていただけるよう事業報告を掲載しております。多くの研修会や研究助成事業が行なわれておりますのでご活用頂きたいと思います。また、加盟校の取り組み

みの紹介では2校の大変ユニークな取り組みを紹介することができました。ぜひ多くの加盟校の取り組みを紹介できるよう皆様のご応募をお待ちしております。

北里大学看護学部 島袋香子

日本私立看護系大学協会会報 第33号

発行者：一般社団法人 日本私立看護系大学協会 <http://www.spcnj.jp/>
〒162-0845 新宿区市谷本村町3-19 千代田ビル405号室
TEL 03-5879-6580 / FAX 03-5879-6581 E-mail jpnecs@jade.dti.ne.jp
編集責任者：島袋香子 野口眞弓

編集

北里大学
香取洋子 和智志げみ 及川美穂
日本赤十字豊田看護大学
小林尚司 石黒千映子
印刷所 株式会社日相印刷